

下坂部川出地区まちづくりルール

枚目

まちづくりルール協議書

年 月 日

■行為地の地名地番：尼崎市 _____

(所在地)

(氏名)

・対象事業届出者： _____

・協議代理人： _____

*：事前協議及び地区計画の届出までに協議完了が求められる事項
(事前協議又は地区計画の届出の図面に影響がある内容に限る)

まちづくりルールの内容	指定事項*	事業者記入欄			サイン または印
		計画内容 ※計画内容等未定の場合は空白、該当 ない場合は斜線等記入	適合状況	備考(条件、協議結果等)	
壁面後退部分(道路から最低50cmの部分・隅切り部)の 使い方 ・緊急車両等の車両が通行できるよう、次のものは設置しないようにしましょう。 ① 工作物(塀・フェンス、生垣、門、駐車・駐輪場の屋根、郵便受、インターフォン、バリアカーなど) ※ 塀を隣地の方と共有している場合も、協力してできるだけ壁面後退部分の塀を撤去しま ② 敷地内段差(玄関階段・ポーチ、デッキ、花壇など) ③ 設備(エアコン屋外機、ガス・水道などの設備メーターなど) ④ その他(植栽、植木鉢、自動車、バイク、自転車など) ※ 壁面後退部分(道路から50cm)が明らかとなる 設えとしましょう。	*	排水桝等の蓋を設置する場合 □車両通行による破損等を考慮した上で計画しています 道路から50cm部分の設え方 □側溝 □異なる仕上げ □目地入れ □その他()	□支障なし □適合しない	□左記については、適切な維持管理に務めます	
道路 ・幅4m未満の道路に面する敷地で建替等を行い、道路を拡幅する場合には、次のことに気をつけましょう。 ① 電柱を道路の端(可能であれば敷地内)に移設するよう関西電力等に依頼しましょう。 ② 道路側溝についても、道路の拡幅にあわせ、できるだけ道路の端に移設し、蓋をかけるなど、安全に通行できるようにしましょう。 ③ 緊急時の避難や日常の利便を考慮し、未舗装道路の舗装整備に協力しましょう。 ・地区西側の水路の暗渠化による道路拡幅に協力し、緊急車両が通行できるようにしましょう。	*	拡げた道路の境界部分 □「2項道路後退プレート」を貼付します	□支障なし □適合しない		
緑化 壁面後退部分の内側に垣やさくを設置する場合は、生垣や、フェンスと植栽の組合せなどとし、壁面後退部分にプランター・植木鉢等を置かないようにしましょう。 ※ 地区計画でも同じルールを定めています。			□支障なし □適合しない		
工事に際しての注意 1) 工事前にはご近所に一声かけるようにすると共に、工事現場に責任者(監督者)の連絡先を掲示しましょう。 2) 必要に応じて、窓口団体との工事協定の締結や、協議内容によっては工事着工後、現場で確認させていただきようお願いする場合があります。		□連絡先(電話番号共)を現場掲出します	□支障なし □適合しない	□必要(協定締結、現場確認) □不要	
地区計画及びまちづくりルールの周知 土地・建物の所有者や居住者などに、地区計画とまちづくりルールの周知をし、皆さんが地区計画とまちづくりルールをしっかりと守り安心・安全・快適な暮らしを育んでいきましょう。		資料を配布しました。	□協議代理人 □その他()		

その他(継続協議事項等)

上記内容のとおり協議を完了しました。

年 月 日

協議代理人 _____
サイン
または
印推進団体 _____
協議担当者 _____
サイン
または
印